
次 期 ご み 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
対 面 的 対 話 結 果 （ 議 事 録 ）

令和2年2月5日

佐賀県東部環境施設組合

対面的対話結果

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
1	要求水準書	6	第1部	第4章	4. 1. 1	7) 環境影響評価書の遵守	準備書に記載されている大気質の排ガス量及び温度の数値（湿りガス量19,000m ³ N/h、160℃）については、基準ごみ時の数値と推察されますが、この数値は多少の前後は許されるのでしょうか。	事後調査においては、排出ガス濃度と自主基準値との比較、環境大気調査結果と環境影響評価での現況調査結果、予測結果との比較により評価しますので、環境影響評価における予測・評価結果と著しく乖離することのないような数値の多少の前後は許容範囲内であると考えます。ただし、酸素濃度の低下による排出ガス負荷量、排出ガス温度の低下による環境影響評価での最大着地濃度の変動などは問題となる場合が予想されますのでご留意ください（いずれも基準ごみ時）。 “環境影響評価書の遵守”とは、排ガス量や温度などといった諸元の遵守ではなく、環境保全措置を含めた環境影響評価結果を指すものだと認識してください。
2	要求水準書	11	第1部	第4章	-	東側道路（里道）付替工事	東側道路付替工事が本工事の竣工までに完了する場合は、本事業の設計・施工業務完了を待たずして、鳥栖市殿に前倒しで引渡しすることは可能でしょうか。	東側道路については、付替工事完了後、建設工事請負契約書（案）第38条（部分引渡し）の規定に基づき、本施設の工事完了前に組合が建設事業者から引渡しを受けます。
3	要求水準書	11	第1部	第4章	4. 2. 8	東側道路（里道）付替工事	東側道路は、施工完了後に鳥栖市殿に引き渡すものとし、30年間の運営維持管理業務からは除外されるものと理解してよろしいでしょうか。	引渡しについては、No. 2の回答のとおりです。後段は、お見込みのとおりです。
4	要求水準書 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）	14 2-44	第1部	第5章	5. 1	表1-4処理対象物 回答書第1回N02-44	可燃性粗大ごみは不燃/粗大ごみ処理施設にて破碎してから本施設へ搬入いただけたとのことですが、本施設での重機等の設置の必要性を検討する必要があるため、破碎後の概略寸法（本施設に搬入される寸法）をご教示頂けないでしょうか。	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ及び背振広域クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）の機器構成から判断してください。 参考として、鳥栖・三養基西部環境施設組合においては、粗破碎機一回転破碎機にて破碎した残渣は、約5cm程度と聞いております。
5	要求水準書 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）	21 2-127	第2部	第4章	4. 1. 1	雨水排水	排水に関する基準に「雨水排水は、沈砂池に集水した後、上澄水を散水等に利用し、事業用地にある側溝へ排水し、河川放流とする」との記載があり、回答書No. 2-127にて工事施工に伴い発生した排水について「現在側溝はありません。（中略）県道の雨水排水枡につないでください」と記載があります。 回答を正とし「雨水排水は側溝ではなく、県道の雨水排水枡に接続する」という理解でよろしいでしょうか。また、放流先の雨水排水枡の指定はありますでしょうか。ご教示願います。	回答書No. 2-127中「県道の雨水排水枡につないでください」を削除して修正します。 前段について、21ページの記載内容については、整備後のこととご理解ください。 放流先については、特に指定はありませんので、事業者の判断により整備してください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
6	要求水準書 回答書(第1回)	21 2-127	第2部	第4章	4. 1. 1	雨水排水	雨水排水を敷地から直接放流できる河川はありませんが、流末の排水能力は確保されているのでしょうか。また、接続部の指定はないと考えてよろしいでしょうか。	現在は、敷地東側に雨水管（ヒューム管）が埋設されており、県道の雨水管に接続されています。また、里道東側にも側溝があります。雨水排水の接続点の指定はありませんが、基本的には既存のもの又は新規に整備する必要があると考えています。ただし、既存のものを使用する場合は、事業者の提案する施設整備計画に応じた雨水排水量等のデータにより、流末の管理者と排水能力等について協議する必要がある、排水能力に応じた施設整備を事業者が自ら行ってもらふこととします。なお、既存のものであっても、雨水排水見込量を把握できていないため、流末の排水能力が足りるのか現時点で不明です。必要であれば現場で説明することも可能です。
7	要求水準書	34	第2部	第1章	1. 1. 9	施工管理	「電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別な事由を除き、運営期間を含め、変更してはならない。（特に、安全管理審査が完了するまでは変更しないこと。）」とありますが、構成企業の中で建設期間と運営期間では主として業務を担う企業が異なるため、安全管理審査前後での変更は認めていただけないでしょうか。	自らの責任で、届出を行う官庁から認められた場合は可とします。
8	要求水準書 入札説明書等に関する質問への 回答書（第1回）	58 2-50	第2部	第2章	2. 2. 4 5) (2)	ごみ投入扉 特 記事項	「使用する搬出入車両の寸法、仕様及び搬入台数に適合するものとし～（最大搬入車10t車とする。）」とありますが、主な搬入車両は4tパッカー車であること、回答書にて10tダンプ車の台数は1日数台程度と考えられることより、10t車を受入可能な扉は1門のみとし、残る4門は高さ5.0m程度にて計画するものとしてよろしいでしょうか。	可とします。
9	要求水準書	116	第2部	第2章	2. 13. 1	共通事項 9)	「災害時には1週間程度、自立運転ができることを想定した貯留量等を考慮した施設計画とすること。」と記載がありますが、1炉基準ごみで1週間分の水槽容量を確保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	最低限は可としますが、災害に強い施設を目指していることを含みおきください。
10	要求水準書	120	第2部	第2章	2. 14. 4	プラント排水処理設備	「1)形式 【凝集沈殿＋ろ過＋膜処理】」と記載がありますが、本事業は下水道放流が可能であるため、膜処理装置は必要に応じて設置という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書	166	第2部	第4章	4. 2. 1	2) (16) 見学者通路・ホール(展示及び見学者用)	P158に「見学者動線は～(同一動線を複数回行き来することがないように計画し」と記載があります。大会議室を基点とした見学者動線で、一部往来する通路や渡り廊下がある場合の通路幅は、それぞれ2.5m以上を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	往来する場合の通路幅は、5.0m以上（渡り廊下を除く）を確保してください。
12	要求水準書 入札説明書等に関する質問への 回答書（第1回）	183 2-125	第2部	第4章	4. 3. 7	緑地広場の駐車場標高	緑地広場工事の設計基準の項目に緑地広場の記載があり、回答書N02-125にて、「緑地広場は約2mの盛土高の対象外としても問題無い」とのご回答をいただきましたが、「約2mの盛土高さの対象外」には緑地広場に整備する駐車場も含まれると考えてよろしいでしょうか。	可とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
13	要求水準書	209	第3部	第2章	2.2.9	1) 要監視基準と停止基準	要監視基準値及び運転基準値についての考え方については、以下の理解でよろしいでしょうか。 要監視基準値：停止基準値に達することのないよう、要監視基準値を超過したら監視を強化し、改善の検討を行う値。 運転基準値：自主管理基準としての制御値。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書	216	第3部	第2章	2.8.8	施設見学以外の住民の施設利用	施設見学者以外の住民の施設利用として「和室での宿泊」を想定されていると考えていますが、夜間を含む宿泊者の対応は貴組合にて対応いただけることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	様式第16号-3-1 (別紙1)		1. 地元企業に係る貢献金額	※3		【個別回答希望】 地元企業Aと地元外企業Bで特定建設工事共同企業体（甲型JV）を組成する場合、「地元企業に係る貢献金額」は以下を計上できるものと理解してよろしいでしょうか。 ①地元企業Aの出資比率分の金額 （地域貢献金額＝JVの受注額×地元企業Aの出資比率） ②JVから地元企業C(下請)への発注額のうち、JVにおける地元企業Aの出資比率分を除く金額 （地域貢献金額＝地元企業Cへの発注額×（100％－地元企業Aの出資比率）） 特定建設工事共同企業体 (共同施工方式: 甲型JV) ① 地元企業A 出資比率〇% 地元外企業B 出資比率〇% ② 地元企業C 地元外企業	①、②とも計上できます。	
16	残渣資源化等業務委託契約書 (案)	5	第18条	3.4		処理できない場合の措置	本条第2項で原因を調査した結果、処理できない原因が受託者に起因する場合に限り、第3項および第4項が適用され、受託者が費用を負担し処理を行うものと考えてよろしいでしょうか。	本条項は、受託者に起因する場合のみには限りません。ただし、処理できない原因が委託者に起因する場合には、残渣の処分費用は委託者が負担するものとします。
17	残渣資源化等業務委託契約書 (案)	6	第21条	3		残渣の性状	本項が適用される状態になった場合は、その後の残渣の処理方法や費用負担等を含めた対処方策について協議することとなり、この残渣の性状により、受託者が資源化等業務を履行できなくても受託者としては債務不履行に当たらないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	残渣資源化等業務委託契約書 (案)	11	第36条	1		解除に関する協議	本条項では、社会情勢、市場の動向又は新たな技術の普及状況等と乖離が生じている等の理由により、委託者が契約解除を検討判断し、受託者と協議を行うことができるようになっておりますが、乖離が生じている等の理由により契約継続が適さないことを受託者が委託者に申し入れ、解除の協議を行って頂くことは可能でしょうか。	ご質問の場合には、受託者から委託者に提案してください。その提案内容を検討した結果、委託者が本条に基づく協議が必要と判断した場合に本条を適用します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
19	入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）	1-29	-	-	-	鳥栖・三養基西部溶融資源化センター運転員の雇用について	鳥栖・三養基西部溶融資源化センターの運転員等の内、次期ごみ処理施設での雇用を希望されている方については、試運転開始時より全員次期ごみ処理施設に勤務可能と考えてよろしいでしょうか。	既存施設の運転員のうち、次期ごみ処理施設での雇用希望者は、極力、試運転時から次期ごみ処理施設に勤務してもらえるよう調整が必要と考えていますが、現時点では、必ずしも全員が試運転開始時から次期ごみ処理施設に勤務できるかはわかりません。詳細は、落札者及び既存施設と協議、調整します。
20	入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）	1-29	-	-	-	鳥栖・三養基西部溶融資源化センター運転員の雇用について	既存施設のごみを次期ごみ処理施設で引き受けることを条件として、既存施設の職員に、試運転期間中から次期ごみ処理施設に勤務してもらう提案は可能でしょうか。	提案は可としますが、試運転時における既存施設のごみの受入状況、ビット残量等は不明であるため、試運転期間中の既存施設の職員の対応は契約後の協議となります。
21	入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）	1-29 1-30	-	-	-		次期ごみ処理施設の運転員等として優先的に雇用する必要がある人材として、28人を希望されている旨のご回答を頂いていますが、追加で以下をご教示願います。 ①28人全員を雇用する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 ②現状を正しく把握したうえで提案を検討するために、28人全員の氏名を除く、現在の年齢・経験年数・保有資格・所属企業・雇用形態・担当業務についてご教示願います。 ③次期ごみ処理施設の運営開始時点で、28人全員が現在の所属企業を退社し、事業者のいずれかの企業に入社頂く前提と理解してよろしいでしょうか。また、入社頂けない場合は、雇用条件等について協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。ただし、双方において適切な雇用形態が形成されない場合は、この限りではありません。なお、現時点における希望者は28人ではなく33人となります。 ②33人に関する情報（現在の年齢・保有資格・担当業務）については、別途入札参加者に提示します。 ③現時点では、お見込みのとおりです。雇用条件等については、現在の所属企業の雇用条件等に配慮のうえ、落札後に十分協議を行ってください。また、次期ごみ処理施設における雇用希望者は、極力、試運転時から次期ごみ処理施設に勤務してもらえるよう既存施設との調整が必要と考えていますが、現時点では、必ずしも全員が試運転開始時から次期ごみ処理施設に勤務できるかはわかりません。詳細は、落札者及び既存施設と協議、調整します。
22	入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）	2-24	-	-	-	東側道路（里道）付替工事	東側道路付替工事の施工時期について、回答書に「付替工事は本工事の建屋着工前に行うことは可能です。」と記載がありますが、建屋着工前に行うことも含めて、建設事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）	2-71	-	-	-	別途工事との調整	回答書に「北側の県道中原鳥栖線の改修工事は早くて令和4年度に予定されています。」との記載がありますが、詳細の施工予定時期が分かればご教示頂けないでしょうか。	回答したとおりです。
24	入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）	2-128 2-136	-	-	-	ペット等小動物の一般持込について	「ペット等小動物は一般持ち込みがあると想定して下さい。」「搬入車について料金徴収業務はありません」とありますが、ペット等小動物についても料金徴収及び計量は不要と考えてよろしいでしょうか。もし料金徴収が必要な場合には「小動物1頭当たりの金額による料金徴収を小動物受入室にて行う」と考えて宜しいでしょうか。	計量及び料金徴収は行う予定であり、計量は事業者、料金徴収は組合とします。計量及び料金徴収の具体的な方法については、現時点では未定ですが、小動物用の小型計量機（1基）を設けることとします。